

埼玉県教育委員会の認定講習により 特別支援学校教諭免許状を取得する場合の単位修得方法

埼玉県教育局市町村支援部教職員採用課

免許申請時に必要な単位が不足したり、希望領域に必要なでない単位を修得している事例が多く見られます。

この資料では、取得希望が多い領域のケースについて単位修得方法を説明しますので、効率的な免許取得のため、認定講習の受講を申し込む前に、よく御確認ください。

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有している場合、認定講習の受講は可能と特別支援教育課から確認しておりますが、養護教諭・栄養教諭・実習助手の経験は免許申請に係る実務経験には含めることができません。

- 2種免許状
 - 【知的・肢体・病弱】を取得する場合
 - 【視覚・聴覚】を取得する場合
 - 【知的・肢体・病弱から1領域、視覚・聴覚から1領域】を取得する場合
 - 【全領域】を取得する場合
- 1種免許状
 - 2種免許状【知的・肢体・病弱】から上進する場合

なお、この資料で説明していないケースや、埼玉県教育委員会の認定講習以外の単位と合わせて免許取得を検討している場合、単位相談をご活用ください。

＜埼玉県教育委員会の単位相談について＞

下記のホームページにアクセスし、メール相談フォームを御利用ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2210/kyouin-menkyo-tanisudan.html>

「埼玉県 教員免許」で検索、「教員免許 - 埼玉県教育委員会」を表示→「教員免許状についての御案内」欄内の「教員免許状取得のための単位修得相談」を表示

＜その他の注意事項＞

- ・ この資料で説明している単位数は、法定上必要とされる最低限の単位数です。

別紙 7

大学の講座等で単位を修得する場合、この資料で説明する単位数より多く修得しなければならない場合もありますが、大学等の指示に従って単位を修得してください。

- 平成18年度以前に修得した埼玉県教育委員会認定講習の単位を使用する場合、事前に単位相談をご活用ください。

認定講習 講座コード

科目名	欄	領域	特別支援教育に関する科目	埼玉県教育委員会認定講習の講座コード
特別支援教育基礎理論	第1欄		特別支援教育の基礎理論に関する科目	A 1
視覚障害心理	第2欄 又は 第3欄	視覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 【心理、生理及び病理】	B 1
視覚障害教育			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】	B 2
聴覚障害心理		聴覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 【心理、生理及び病理】	C 1
聴覚障害教育			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】	C 2
知的障害教育総論		知的	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	D 1
肢体不自由教育総論		肢体		E 1
病弱教育総論		病弱		F 1
重複障害・発達領域教育総論①	第3欄		○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	G 1
重複障害・発達領域教育総論②				G 2
重複障害・発達領域教育総論③				G 3
重複障害・発達領域教育総論④				G 4

今回（令和8年度 夏期）の講座については、以下の科目の実施はございません。

科目名

- 視覚障害教育（B2）
- 聴覚障害心理（C1）
- 知的障害教育総論（D1）

2種免許状【知的・肢体・病弱】を取得する場合

★教員として3年以上の経験が必要です。

★単位の履修は、教員経験が3年に達する前に開始して構いません。

教育職員免許法別表第7による修得方法		領域	特別支援教育に関する科目	必要な単位	埼玉県教育委員会認定講習の講座コード
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1単位	A1
第2欄	に特別支援領域に関する科目	知的	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1単位	D1
		肢体		1単位	E1
		病弱		1単位	F1
第3欄	取得希望以外の特別支援教育領域に関する科目	視覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理 【心理、生理及び病理】 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】	重複・発達領域を2単位取る場合は不要。 重複・発達領域を1単位しか取らない場合、視覚と聴覚の4科目から1単位取る。	B1
			聴覚		○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 【心理、生理及び病理】 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】
		重複・発達領域			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
			合計	6単位	G1～G4のいずれか

第3欄は合計2単位必要。重複・発達領域は必須。

2種免許状【視覚・聴覚】を取得する場合

★教員として3年以上の経験が必要です。

★単位の履修は、教員経験が3年に達する前に開始して構いません。

教育職員免許法別表第7による 修得方法		領域	特別支援教育 に関する科目	必要な単位	埼玉県 教育委員会 認定講習の 講座コード		
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1単位	A1		
第2欄	特別支援領域 に関する科目	視覚	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 【心理、生理及び病理】	1単位	各領域、心理、生理及び病理」と 教育課程及び指導法「1単位ずつ必要。	B1	
			○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目 【教育課程及び指導法】	1単位		B2	
		聴覚	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 【心理、生理及び病理】	1単位		C1	
			○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目 【教育課程及び指導法】	1単位		C2	
第3欄	取得希望以外の特別支援教育領域 に関する科目	知的	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	重複・発達 領域を 2単位取る 場合は不要。	第3欄は合計2単位必要。 重複・発達領域は必須。	D1	
		肢体				重複・発達 領域を 1単位しか 取らない場 合、知・肢・ 病の3科目 から1単位 取る。	E1
		病弱					F1
		重複・ 発達領域		○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目		1単位 又は 2単位	G1～G4 のいずれか
			合計	7単位			

2種免許状【知・肢・病から1領域、視・聴から1領域】を取得する場合

★教員として3年以上の経験が必要です。

★単位の履修は、教員経験が3年に達する前に開始して構いません。

教育職員免許法別表第7による 修得方法		領域	特別支援教育 に関する科目	必要な単位	埼玉県 教育委員会 認定講習の 講座コード	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1単位	A1	
第2欄	特別支援領域 に関する科目	知的 又は 肢体 又は 病弱	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	1単位	D1 E1 F1 のいずれか	
		視覚 又は 聴覚	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 【心理、生理及び病理】	1単位	視覚の場合 B1+B2 聴覚の場合 C1+C2 を必ず受講	B1 又は C1
			○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目 【教育課程及び指導法】	1単位		B2 又は C2
第3欄	取得希望以外の特別支援教育領域 に関する科目	上記で選択しない 領域の科目		重複・発達 領域を 2単位取る 場合は不要。 重複・発達 領域を 1単位しか取 らない場合、 右の科目から 1単位取る。	第3欄は合計2単位必要。 重複・発達領域は必須。	B1 B2 C1 C2 D1 E1 F1 のいずれか (第2欄で修 得しない領域 の科目)
		重複・ 発達領域	○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	1単位 又は 2単位		G1～G4 のいずれか
			合計	6単位		

2種免許状【全領域】を取得する場合

★教員として3年以上の経験が必要です。

★単位の履修は、教員経験が3年に達する前に開始して構いません。

教育職員免許法別表第7による修得方法		領域	特別支援教育に関する科目	必要な単位	埼玉県教育委員会認定講習の講座コード	
第1欄			特別支援教育の基礎理論に関する科目	1単位	A1	
第2欄	特別支援領域に関する科目	知的	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1単位	D1	
		肢体		1単位	E1	
		病弱		1単位	F1	
		視覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 【心理、生理及び病理】	1単位	視覚・聴覚は、「心理、生理及び病理」と教育課程及び指導法」1単位ずつ必要。	B1
			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】	1単位		B2
		聴覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 【心理、生理及び病理】	1単位		C1
			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】	1単位		C2
		第3欄	支援取得希望以外の特別領域に関する科目	重複・発達領域		○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
			合計	10単位		

2種免許状【知的・肢体・病弱】から1種免許状【知的・肢体・病弱】に上進する場合

(養護学校教諭2種免許状からの上進を含みます。)

★当該2種免許状の取得後、特別支援学校教員(※)として3年以上の経験が必要です。

★1種免許状に係る単位の履修は、当該2種免許状の取得後に開始してください。

※有する2種免許状の領域の特別支援学校で勤務した経験が必要。(いずれか1領域でよい。)

教育職員免許法別表第7による修得方法		領域	特別支援教育に関する科目	必要な単位	埼玉県教育委員会認定講習の講座コード	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			不要	—	
第2欄	特別支援領域に関する科目	知的	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1単位以上	第2欄は合計4単位必要。	D1
		肢体		1単位以上		E1
		病弱		1単位以上		F1
第3欄	取得希望以外の特別支援教育領域に関する科目	視覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 【心理、生理及び病理】	重複・発達領域を2単位取る場合は不要。	第3欄は合計2単位必要。重複・発達領域は必須。	B1
			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】			B2
		聴覚	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 【心理、生理及び病理】	重複・発達領域を1単位しか取らない場合、視覚と聴覚の4科目から1単位取る。		C1
			○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 【教育課程及び指導法】			C2
		重複・発達領域	○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1単位又は2単位		G1～G4のいずれか
合計			6単位			